

令和元年7月29日

北海道森林管理局  
局長 新島 俊哉 殿

一般社団法人 北海道猟友会  
会長 天崎 弘

令和元年度狩猟期間の道内国有林における銃器による狩猟の  
取扱いについて（回 答）

謹啓 盛夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます

平素は北海道猟友会の事業運営につきまして、ご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、昨年11月に恵庭市内の国有林で狩猟中の会員が、貴局職員を死亡させる重大な事故を起こしたことを重く受け止め、直ちに事故の状況と課題の分析を行い、安全狩猟に関する指導方針の見直しと強化を図り、今年度に「事故防止総合対策事業」を実施して再発防止に努めることといたしました。

現在各支部等においては、研修対象者の把握や研修計画の企画、練習射撃や有害鳥獣捕獲における実猟研修等を行っており、今後狩猟期における実猟研修を行い、安全狩猟の基本ルールを守る狩猟者を育成することとしております。

さらに、令和元年7月29日付けで通知をいただいた可猟期間の取り扱いについては、支部及び部会を通じて、速やかに当会の全会員に周知徹底を図ってまいります。

また、今年度の事故防止総合対策事業の実施状況については、今年度の可猟期間終了後に速やかに報告いたします。

北海道猟友会は、組織を挙げて事故の防止に取り組み、全会員が安全な狩猟に徹するよう指導を行ってまいりますので、なお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。